

長寿(後期高齢者)医療制度の主な給付制度について

受けられる主な給付は次のとおりです

- 病気やけがの治療を受けたとき
- コルセットなどの補装具を作ったとき
- 訪問看護サービスを受けたとき

高額療養費

1カ月の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき、超えた金額をお支払いします。該当している方には高齢福祉担当からお知らせします。

入院したときの食事代

入院中の食事にかかる費用のうち、一部(標準負担額)を被保険者の方々に負担していただき残りを長寿医療制度において負担します。

【高額療養費の限度額及び入院時食事代】

所得区分	自己負担限度額		食事療養標準負担額 (1食あたり)
	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯合算)	
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※注1	260円
一般	12,000円	44,400円	
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	90日まで210円 90日超 160円 ※注2
低所得Ⅰ		15,000円	100円

※注1) 過去12カ月に3回以上高額療養費に該当した場合、4回目以降は限度額が44,400円になります。

※注2) 過去12カ月の入院日数に応じて食事代が変わります。

住民税非課税世帯の方は、入院の際に自己負担限度額と食事療養標準負担額が減額される制度があります。「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、高齢福祉担当へ申請してください。

高額医療・高額介護合算療養費

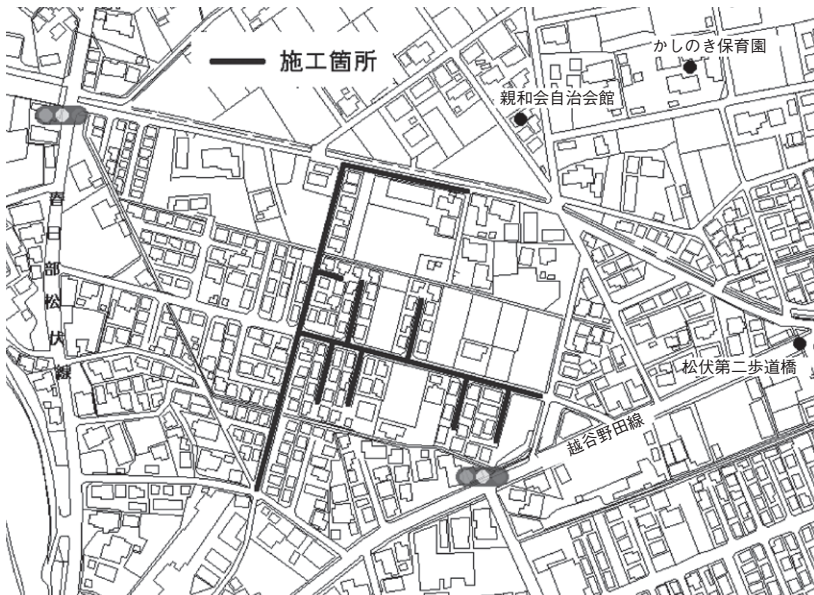
世帯内の長寿医療制度の加入者の方全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合にその超えた金額をお支払いします。

葬祭費 被保険者が亡くなったとき、葬祭費として5万円をお支払いします。住民ほけん課へ申請してください。

まちづくり整備課のお知らせ

問合せ／下水道担当 ☎991-1844

平成21年度上河原・八反地区における公共下水道工事のお知らせ



平成21年10月上旬から平成22年3月中旬まで、図の箇所において下水道工事を行います。舗装復旧工事については、平成22年6月頃予定しています。

工事に先立ち、家屋の事前調査と宅地内の公共汚水柵の設置場所を確認させていただきます。工事期間中は、近隣にお住まいの方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

また、公共下水道が使用開始になりますと(平成22年4月予定)、1㎡当たり650円の受益者負担金が土地所有者にかかりますので、ご承知おきください。